



# 子育て支援



## 子どもを預かってほしいとき



### 保育所での一時預かり

保育所に入所していない就学前のお子さんを、1日単位や半日単位で預かります。

※休日の一時預かりは、保育所に通っているお子さんも利用できます(利用料がかかります)。



#### 一時預かり(平日)

こんなときに利用できます。

- 非定期型……就労、職業訓練、就学で保育が必要なとき(週3日程度)
- 緊急……けがや災害、事故、看護・介護などで保育が必要なとき(月12日以内)
- 保護者支援……子育てに係る保護者の負担を軽減(リフレッシュ)するために一時的な保育が必要なとき(月4日以内)



#### 一時預かり(休日)

保護者の休日の就労により保育ができないときに利用できます。すみれ保育園で実施しています。



### 一時預かり実施施設

問 市役所子ども家庭課 ☎372-3311 内線 2218

	電話番号	対象	利用日	時間※1	料金※2~5	申込方法
すみれ保育園	373-3366	1歳6か月～ 就学前	平日 月～土曜 休日 日曜、祝日 (年末年始 を除く)	平日 8時～18時の4時 間～10時間 休日 7時30分～18時 30分の4時間30 分～11時間	年齢・利用 時間に 平日 1回600円 ～2,300円 休日 1回700円 ～2,450円	市役所子ども 家庭課で事前 登録のうえ、 利用3日前ま でに保育園へ 連絡
西の里 さらさら 保育園	375-2130	2歳～就学前 (離乳食が完 了し幼児食 に移行済み のお子さん)	月～土曜	8時～18時の4時 間～8時間(8時 間を超える利用 については、ご 相談ください)	年齢・利用 時間に 1回1,000円 ～2,900円	保育園で事前 登録のうえ、 利用5日前ま でに保育園へ 連絡
大谷むつみ 認定こども園	370-3773	1歳6か月～ 就学前 (離乳食が完 了し幼児食 へ移行済み のお子さん)	月～金曜	8時～18時の3時 間～9時間	年齢・利用 時間に 1回800円 ～2,650円	保育園で事前 登録の上、利 用5日前まで に保育園へ連 絡

※初回のご利用の前に、保育園で面接を行います。

※1 利用開始時間には、きまりがあります。

※2 月～土曜で昼食時をはさむ場合は、給食費がかかります。休日は弁当を持参してください。

※3 午後の保育を行う場合はおやつ代50円がかかります。

※4 すみれ保育園は、生活保護世帯、ひとり親世帯や身体障がい者世帯などで市町村民税非課税の場合は、利用料が減免となる制度があります。

※5 保育所等に入所していない未就学児は、保育の必要性の認定を受けた場合、利用料が無償となる場合があります。



子育て支援





## ファミリー・サポート・センター (ファミサポ)

**問** ファミリー・サポート・センター  
(地域子育て支援センター「あいあい」内)  
☎376-6638

育児に協力してほしい「利用会員」を、協力したい「協力会員」がサポートする会員組織です。認定こども園や幼稚園、保育所、学童クラブなどへの送迎や開始前・終了後の預かり、保護者の外出時の預かりなど、さまざまな理由で利用できます。

### 対象

0歳～小学6年生

### 援助活動時間

6時～21時

### 料金

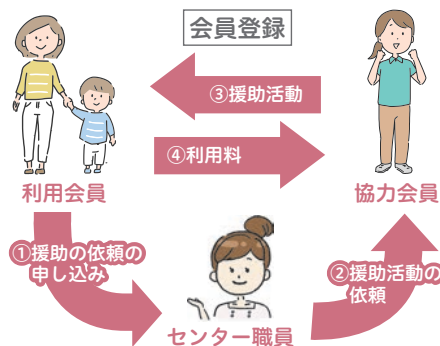
30分 300円

(土・日曜、祝日、年末年始は350円)

※状況に応じて別途料金が掛かります。

※保育所等に入学していない未就学児は、保育の必要性の認定を受けた場合、利用料が無償となります。

### ●ファミサポの仕組み



### ファミサポ利用無料券を配布します！ (¥)

1歳未満のお子さんがある市内の家庭を対象に、ファミサポが4時間利用できる無料券をお渡します。お子さんが1歳を迎える月の末日まで利用できます。会員登録のときに申請してください。

## 会員の種類と登録方法

区分	要件	登録時に必要なもの
利用会員	北広島市民か北広島市内に勤務している方	なし
両方会員	利用会員と協力会員の両方を兼ねる方	
協力会員	18歳以上の北広島市民で、所定の講習会を受講し修了した方、保育士か幼稚園教諭、看護師、養護教諭などの資格をお持ちの方	講習会の修了証書か資格証明書の写し

※登録手続きはファミリー・サポート・センターで受け付けます。乳児がいるなどで外出が困難な場合は、職員がご自宅に伺います。



## 北広島市こども誰でも通園制度

保育所等を利用していない家庭の子どもを対象に、保護者の就労状況に関係なく、保育所等にお子さんを預けることや保育士等に育児相談ができる子育て支援制度です。令和8年の4月から新たに始まります。

### 対象

- 北広島市に住民登録がある
- 利用日時点で生後6か月から満2歳(満3歳に達する日の前々日まで)である。
- 現在、保育所等の施設に在籍していない子ども

※保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び企業主導型保育施設等で保育認定を受けていない児童です

### 利用にあたって

利用にあたっては、市への申請や、利用希望施設との事前面談などが必要です。

対象となる児童や、利用にあたっての詳細については、市ホームページでお知らせします。

## 児童活動センターさとおびー (学習・生活習慣等支援機能)

生活リズム等に課題を抱える児童の受け入れをしています。利用にあたっては、事前の利用登録が必要となります。

詳しくはこちら



## こども緊急さぼねっと(緊急さぼ)

**問** 北広島市こども緊急サポートネットワーク事業受託者(NPO法人北海道子育て支援ワーカーズ)

☎632-5180(月～金曜の10時～17時)

FAX 632-5181

育児に協力してほしい「利用会員」を、協力したい「協力会員」がサポートする会員組合です。ファミサポではできない緊急時の預かり・送迎、泊まりや病児の預かりに対応します。

**対象**

0歳～小学6年生

### 援助活動時間・料金

援助活動時間	料金	
7時30分～18時	1時間900円	
18時～23時	1時間1,100円	
<b>宿泊</b>	3歳未満	1泊11,000円
	3歳以上	1泊9,000円

※病児の預かりは、月～土曜の18時までで、宿泊はできません。

※状況に応じて別途料金がかかります。

※病児預かりの利用料が3,000円を超えるときは、超えた利用料相当額を市から協力会員に支払います。

※保育所等に入所していない未就学児は、保育の必要性の認定を受けた場合、利用料が無償となります。

### ファミサポ・緊急さぼ 助成制度

ひとり親家庭、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯などに、料金(実費を除く)の2分の1を助成します。会員登録とは別に、市への事前登録が必要です。

## 手作りおもちゃ 色水ボトル

**材料** フタつきの乳酸菌飲料ボトル・洗濯のり(PVAアルコールと記載のもの)・好きな色の食紅や絵の具・ビーズ・ビニールテープ

**作り方** 色水を作り、ボトルの半分くらいまで入れます。好きなビーズを入れます。飲み口の下まで洗濯のりを足します。中身が漏れてこないよう、フタをしっかりと閉め、ビニールテープで留めてください。





## 子育て短期支援

### 問 市役所子ども家庭課

☎372-3311 内線 2214



### ショートステイ

病気や出産、看護、出張、育児疲れなどで一時的に児童の養育が困難な場合、市内の児童養護施設等でお子さんを預かります(宿泊を伴います)。

#### 対象

1歳～18歳未満

#### 利用期間

1回7日以内(やむを得ない場合は、必要最小限の範囲内で延長可能)

※日数の数え方例:4月1日～3日=3日

#### 利用料金

区分	2歳未満	2歳以上
①生活保護世帯、市町村民税非課税の母子・父子世帯	なし	なし
②市町村民税非課税世帯、①以外の母子・父子世帯、養育者世帯*	日額 1,100円	日額 1,000円
③上記①・②以外の世帯	日額 5,350円	日額 2,750円

※養育者世帯…父母以外の人が児童を監護している世帯



### トワイライトステイ

ひとり親家庭の母や父が、仕事などの理由で夜間の養育が困難な場合に、市内の児童養護施設等でお子さんをお預かりします。

#### 対象

1歳～18歳未満(施設まで通所できる児童)

#### 利用時間

おおむね16時～21時の間

#### 利用期間

1回1か月以内(やむを得ない場合は、必要最小限の範囲内で延長可能)

#### 利用料金

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯…なし  
上記以外の世帯…日額500円

※ショートステイ、トワイライトステイともに料金は施設に直接支払っていただきます。釣り銭のないよう用意してください。

### 預かり施設(ショートステイ・トワイライトステイ共通)

- 社会福祉法人聖母会 天使の園  
中央4丁目5-7
- 社会福祉法人北光社 ふくじゅ園  
西の里南1丁目3-6

### 申込方法(ショートステイ・トワイライトステイ共通)

利用日の3日程度前に、市役所子ども家庭課へご連絡ください。



## 病児保育

北広島市内外に在住する満1歳から小学校6年生までの、病気や怪我等の治療中または回復期にあり、通園・通学などの集団生活ができず、かつ保護者の勤務などの都合で家庭での保育・看護ができない児童をお預かりします。

詳しくはこちら



## 各種手当



## 児童手当



### 問 市役所子ども家庭課

☎372-3311 内線 2216

#### 対象

0歳から高校生年代までの児童(18歳到達後の最初の3月31日まで)を養育している方

#### 支給額

区分	支給額 (児童1人につき)
3歳未満	月額15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳～ 高校生年代まで	月額10,000円 (第3子以降は30,000円)

※第1子、第2子、第3子の数え方は、22歳の年度末を迎えるまでの出生順です。

※大学生年代の子に対して経済的負担をしている場合、「第3子以降」のカウント対象になります。

#### 支給時期

毎年6月・8月・10月・12月・2月・4月の10日(土・日曜、祝日の場合はその前日)の年6回





## 主な手続き

添付書類が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

提出が必要なとき	請求・届出の種類
第1子が生まれた	認定請求書
第2子以上の出生などで対象児童が増えた	額改定請求書
大学生年代の子を含めて3人以上の子を養育するようになった	監護相当・生計費負担についての確認書
ほかの市区町村に住所が変わった	転出する市区町村に受給事由消滅届、転入する市区町村に認定請求書
受給者が公務員になった	市区町村に支給事由消滅届、職場に認定請求書
施設入所などで対象児童が減った	額改定届
施設入所などで対象児童がいなくなった	支給事由消滅届
児童の住所が変わった	住所変更届
受給者や児童の名前が変わった	氏名変更届
受給者や配偶者等児童の個人番号が変わった	個人番号変更等申出届

手続きが遅れると、手当を受け取れない月が生じる恐れがありますので、ご注意ください。家庭状況に変更が生じたら、随時手続きが必要です。

### ☑ 認定請求に必要なもの

- ☑ 金融機関の口座情報が分かるもの(請求者本人のもの)
- ☑ 請求者と配偶者等の個人番号(マイナンバー)が分かるもの(個人番号カード以外の場合は別途、本人確認が必要です)

※運転免許証やパスポートなど、写真付のものは1種類、年金手帳などは2種類必要です。

※3歳未満の児童を養育している方は、年金加入証明書(写)か健康保険の資格確認書(写)が必要になる場合があります。

※児童と別居している場合や離婚協議中の場合などは、その他の書類も必要です。

※添付書類の用意に時間がかかる場合は、先に認定請求書を提出してください。詳しくは、お問い合わせください。



## 児童扶養手当

¥

問 市役所子ども家庭課

☎372-3311 内線 2214

### 対象

次のいずれかに該当し、0歳から18歳に到達する日以降最初の3月31日まで(一定以上の障がいがある場合は20歳未満)の間にある児童を監護・養育している方(本人や同居の扶養親族の所得が限度額を超える場合は支給対象になりません)。

- 離婚、死別などでひとり親家庭となった。
- 父か母が一定以上の障がい、1年以上の拘禁、行方不明の状態にある。
- 配偶者からの暴力で裁判所から保護命令が出された。

### 支給額(令和7年度)

1人目 11,010円～46,690円

2人目以降 5,520円～11,030円

※所得状況によって金額が異なります。

※本人・扶養義務者について、所得制限があります。

※最新の支給額と異なる場合があります。

### 支給時期

毎年5・7・9・11・1・3月の11日(土・日曜、祝日の場合はその前日)の年6回



## 特別児童扶養手当

¥

問 市役所福祉課 ☎372-3311 内線 2144

### 対象

重度または中度の心身に障がいのある20歳未満のお子さんを監護・養育している方

※児童福祉施設等に入所している場合は支給対象外です。

※所得制限があります。



## 障害児福祉手当

¥

問 市役所福祉課 ☎372-3311 内線 2144

### 対象

重度の障がいのため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の児童

※児童福祉施設等に入所している場合は対象外です。

※所得制限があります。





## 医療費助成



### 子ども医療費の助成

#### 問 市役所保険年金課

☎372-3311 内線 2102

0歳から高校生世代までの子ども(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の医療費の一部を助成します(受給者証を提示すると、下表の自己負担額で医療等を受けられます)。

対象者	対象医療	自己負担額
0歳から 高校生 世代ま での子 ども	通院・ 入院	初診時一部負担金 (医科580円、歯科510円) ※未就学児が市内の医療機 関を受診した場合は無料
	訪問看護	総医療費の1割 ※月の限度額 非課税世帯 8,000円 課税世帯 18,000円

※保険対象外の費用(予防接種、健康診断書代、薬の容器代、食事代など)は全額自己負担です。

※令和8年4月より保護者の所得による制限が撤廃となりました。



#### 手続き



### 受給者証交付申請(出生・転入時)

市役所または出張所で受給者証の交付申請をしてください。

#### ☑ 交付申請に必要なもの

- マイナ保険証、資格確認書のいずれか
- 所得課税証明書(7月までの申請分は前年度のもの、8月以降申請分は当該年度のもの)または個人番号を確認できる書類(マイナンバーカード)



### 医療費助成の償還申請

道外の医療機関で受給者証が使用できず、保険診療の自己負担分を支払った場合は、市役所または出張所で医療費助成の償還申請をしてください。

#### ☑ 償還申請に必要なもの

- 領収書の原本  受給者証
- 保護者名義の預金通帳



### ひとり親家庭等医療費の助成

#### 問 市役所保険年金課

☎372-3311 内線 2102

ひとり親家庭や両親がいない子の医療費を助成します(受給者証を提示すると次ページの自己負担額で医療等を受けられます)。

#### 対象

- (1) ひとり親家庭及び両親がいない家庭の18歳未満(18歳に到達した日以降、最初の3月31日まで)の子(所得や扶養の条件を満たす場合は20歳まで助成対象となる場合があります)
- (2) 18歳未満の子を扶養または監護しているひとり親家庭の母または父

※父か母が重度の障がいの世帯も対象になる場合があります。



届出・手続きが必要です



必ず行いましょう



手当・助成



関連ページへ

## 対象医療と自己負担額

対象者	対象医療	自己負担額
0歳から高校生までの子ども(一定の条件を満たす場合※は20歳まで)と、その父または母	子どもの通院・入院、非課税世帯の父または母の入院 訪問看護、課税世帯の父または母の入院	初診時一部負担金(医科580円、歯科510円) ※未就学児が市内の医療機関を受診した場合は無料 総医療費の1割 ※月の限度額 非課税世帯 8,000円 課税世帯 18,000円

※保険対象外の費用(予防接種、健康診断書代、薬の容器代、食事代など)は全額自己負担です。

※一定の条件を満たす課税世帯における18～20歳までの子どもは、1割負担です。

## 所得制限限度額表

※所得制限限度額以上の場合は助成対象外です。

扶養親族数	所得制限限度額	給与収入額の目安
0人	2,360,000円	3,725,000円
1人	2,740,000円	4,200,000円
2人	3,120,000円	4,675,000円
3人	3,500,000円	5,150,000円

手続き



## 受給者証交付申請

市役所または出張所で受給者証の交付申請をしてください。

### ✓ 交付申請に必要なもの

- ✓ 親子のマイナ保険証、資格確認書のいずれか
- ✓ 所得課税証明書(7月までの申請分は前年度のもの、8月以降申請分は当該年度のもの)または個人番号を確認できる書類(マイナンバーカード)
- ✓ 戸籍謄本等ひとり親家庭であることを証明するもの
- ✓ 在学証明書等(18歳以上の場合)



## 医療費助成の償還申請

道外の医療機関で受給者証が使用できず、保険診療の自己負担分を支払った場合は、市役所または出張所で医療費助成の償還申請をしてください。

### ✓ 償還申請に必要なもの

- ✓ 領収書の原本
- ✓ 受給者証
- ✓ 保護者名義の預金通帳



## 重度心身障がい児(者)医療費助成



### 問 市役所保険年金課

☎372-3311 内線 2102



## 未熟児養育医療制度



### 問 市役所保険年金課

☎372-3311 内線 2102



## その他の支援制度



## 乳幼児のごみ袋助成



### 問 市役所廃棄物対策課

☎372-3311 内線 4102

紙おむつを日常的に使用している世帯を対象に、指定ごみ袋を一定枚数交付します。

### 対象

満2歳未満の乳幼児がいる世帯

### 手続き

市役所または出張所で申請をしてください。母子健康手帳や健康保険証、子ども医療費受給者証など、子どもの生年月日が分かるものをお持ちください。

子育て支援

